

令和 8 年度第 1 回碧南市都市計画審議会

日 時 令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）

午後 2 時から

場 所 碧南市役所 7 階 議員大会議室

1 あいさつ

2 開会成立宣言

3 会長及び副会長の選出

4 会長あいさつ

5 都市計画審議会の概要説明

6 審議

(1) 議案第 1 号 西三河都市計画生産緑地地区の変更（案）（碧南市決定）について

7 その他

議案第 1 号

西三河都市計画生産緑地地区の変更（案）（碧南市決定）について

1 変更の趣旨

平成 4 年 1 2 月 4 日付け碧南市告示第 3 5 号にて生産緑地地区を指定して以降、公共施設の設置及び買取り申出等により生産緑地地区の位置及び形状の変更を行ってきた。

また、令和 4 年 1 2 月 2 日付け碧南市告示第 4 5 号にて生産緑地地区の追加指定を行った。

今回は、令和 7 年 1 月から同年 1 2 月までに買取り申出され、同年 4 月から令和 8 年 3 月までに生産緑地地区内における行為制限が解除された箇所及び公共用地の敷地買取により面積が変更された箇所について都市計画を変更するものである。

2 変更内容

区 分	変更後	変更前
生産緑地地区の面積	3 7 . 2 h a (3 7 1 , 8 9 4 m ²)	3 8 . 3 h a (3 8 3 , 3 1 6 m ²)

3 変更の箇所（生産緑地地区変更箇所図参照）

番号	所 在 地	変更の理由	一団番号	変更面積（m ² ）
(1)	坂口町 4－2－1	買取申出（故障）	2－10	△ 5 4 6
(2)	久沓町 3－60、61、62	買取申出（死亡）	3－9	△ 1 , 5 2 6
(3)	六軒町 1－84	買取申出（30 年経過）	4－1	△ 4 6 2
(4)	東山町 3－83－2、3	公共用地の敷地買取（8 条 4 項）	5－32	△ 2 0
(5)	笹山町 1－45－1	買取申出（死亡）	8－15	△ 9 7 6
(6)	植出町 1－100－1、102－1、103－1	買取申出（故障）	7－3	△ 1 , 2 7 3
(7)	荒子町 4－13－1、14－1、15－1	買取申出（死亡）	9－3	△ 2 , 0 1 5
(8)	旭町 3－46、61－1、64－1	買取申出（30 年経過）	10－1	△ 1 , 0 5 4

(9)	神有町 4－6－1	買取申出（死亡）	1 1－7	△ 7 7 3
(10)	照光町 5－1	買取申出（故障）	3 1－4	△ 5 5 3
(11)	志貴崎町 3－1 9、 2 0、2 6	買取申出（死亡）	2 3－1 7	△ 7 8 7
(12)	宮町 7－2 5 7	買取申出（死亡）	3 0－9	△ 1, 1 6 1
(13)	伊勢町 2－6	買取申出（死亡）	3 3－1	△ 2 7 6
合計				△ 1 1, 4 2 2

4 都市計画の変更のスケジュール

(1) 事前協議

令和 8 年 7 月 1 6 日（木）

(2) 事前協議回答

令和 8 年 8 月 1 8 日（火）

(3) 変更案の縦覧期間

令和 8 年 9 月 1 1 日（金）から令和 8 年 9 月 2 5 日（金）まで

(4) 碧南市都市計画審議会

令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）

(5) 知事協議

令和 8 年 1 0 月中旬（予定）

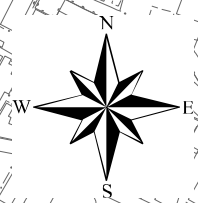
(6) 知事協議回答

令和 8 年 1 1 月中旬（予定）

(7) 告示

令和 8 年 1 2 月上旬（予定）

生産緑地地区 変更箇所図 (1 / 7)



(1) 一団番号 : 2-10

坂口町4-2-1
買取申出 (故障)
△546m²

2-10

2-3

2-2

2-8

2-15

2-1

凡例

- 市街化区域境界線
- 既存の生産緑地地区
- 除外する生産緑地地区

0 25 50 100 150 200 m

**生産緑地地区
変更箇所図
(2 / 7)**

(3) 一団番号 : 4-1
六軒町1-84
買取申出 (30年経過)
 $\Delta 462\text{m}^2$

(2) 一団番号 : 3-9
久谷町3-60. 61. 62
買取申出 (死亡)
 $\Delta 1,526\text{m}^2$

凡例

- 市街化区域境界線
- 既存の生産緑地地区
- 除外する生産緑地地区

0 25 50 100 150 200 m

六軒町1-84
買取申出 (30年経過)
△462m²

久沓町3-60. 61. 62
買取申出（死亡）
△1, 526m²

	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

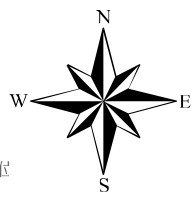
生産緑地地区 変更箇所図 (3 / 7)

(4) 一団番号 : 5-32

東山町3-83-2.3
公共用地の敷地買取
(8条4項) △20m

(5) 一団番号 : 8-15

笹山町1-45-1
買取申出(死亡)
△976m²



凡例	
—	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

0 25 50 100 150 200 m

生産緑地地区 変更箇所図 (4 / 7)

(7) 一団番号 : 9-3

荒子町4-13-1. 14-1.
15-1
買取申出 (死亡)
△2,015㎡

(6) 一団番号 : 7-3

植出町1-100-1. 102-1.
103-1
買取申出 (故障)
△1,273㎡

凡例

- 市街化区域境界線
- 既存の生産緑地地区
- 除外する生産緑地地区

0 25 50 100 150 200 m

生産緑地地区 変更箇所図 (5 / 7)

(9) 一団番号 : 11-7

神有町4-6-1
買取申出 (死亡)
△773m²

(8) 一団番号 : 10-1

旭町3-46. 61-1. 64-1
買取申出 (30年経過)
△1,054m²

(10) 一団番号 : 31-4

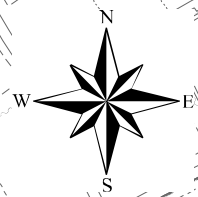
照光町5-1
買取申出 (故障)
△553m²

凡例

- 市街化区域境界線
- 既存の生産緑地地区
- 除外する生産緑地地区

0 25 50 100 150 200 m

生産緑地地区 変更箇所図 (6 / 7)



(11) 一団番号 : 23-17

志貴崎町3-19. 20. 26
買取申出 (死亡)
△787㎡

23-17

凡例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

0 25 50 100 150 200 m

生産緑地地区 変更箇所図 (7 / 7)

(13) 一団番号 : 33-1

伊勢町2-6
買取申出 (死亡)
△276m²

(12) 一団番号 : 30-9

宮町7-257
買取申出 (死亡)
△1,161m²

凡例

- 市街化区域境界線
- 既存の生産緑地地区
- 除外する生産緑地地区

0 25 50 100 150 200 m